

未来を支える介護保険

介護保険料の納入通知書を郵送します

介護保険料の納入通知書などを7月中旬に65歳以上の第1号被保険者に郵送します。

普通徴収の方は、年間保険料額と各納期限までに納入いただく介護保険料の額を、特別徴収の方は、年間保険料額と各年金支給月に天引きとなります。介護保険料の額を、通知書でご確認ください。

介護保険料の額は、平成27年中（平成27年1～12月）の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて10段階に分かれています。

■普通徴収（納付書・口座振替）の場合

○納付書で納める方は納入通知書を郵送（封筒）します。

○口座振替の方は納入通知書兼口座振替開始通知書を郵送（封筒）します。

※10月から特別徴収（年金天引き）が開始になる人は、9月までは普通徴収（納付書か口座振替）ですが、10月以降は特別徴収（年金天引き）に切り替わります。

■納入方法

1年間の保険料を7月から翌年2月までの8回の納期に分けて納入いただきます。最寄りの金融機関や郵便局な

どでお納めください。口座振替の場合は納期限に指定の口座から引き落としとなります。

納期限

1期	8月1日
2期	8月31日
3期	9月30日
4期	10月31日
5期	11月30日
6期	12月26日
7期	1月31日
8期	2月28日

■特別徴収（年金天引き）の場合

○介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書を郵送（はがき）します。

■納入方法

年金の定期支払時に保険料を差し引いて、年金保険者が市へ納入します。年金の受給額によって納め方が法律で定められているため、納入方法をご自分で選ぶことはできませんのでご了承ください。



問 高齢介護課 28・6025

介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書

平成 年 月 日 四国中央市長 篠原 実

平成28年度 介護保険料を下記のとおり決定し、年金から特別徴収しますので通知いたします。

被保険者番号 0000012345
被保険者氏名 四国 太郎

期 間	月数 a	所得段階 b	保険料率 (年額)	算出金額 b × a / 12	保 険 料 額
4月～3月	12	5	82,100	82,100	82,100

賦課の根拠
世帯 本人 所得段階 課税 非課税 第5段階

年間保険料額 ①	82,100 円
うち仮徴収分または普通徴収分②	43,000 円
本徴収分 (①-②)	39,100 円

保険料徴収方法
これまで(4月～9月)の徴収方法 特別徴収
これから(10月以降)の徴収方法 特別徴収

月	特別徴収額	普通徴収額
4月	15,000	
5月		
6月	15,000	
7月		
8月	13,000	
9月		
10月	13,100	
11月		
12月	13,000	
1月		
2月	13,000	
3月		
計	82,100	
合計		82,100

※普通徴収のある方につきましては、本通知書とは別に納入通知書を送付いたします。

※来年度の仮徴収分(4月・6月)のそれぞれの金額は、今年度の2月分と原則同額となります。

○不服の申立て
この通知に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、愛媛県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

この通知による処分取消しを受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四国中央市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、審査請求に対する裁決後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで提起することができます。

賦課の根拠について

はがき裏面の所得段階表を参考にご自身の介護保険料が確認できます。合計所得金額及び課税年金収入については、源泉徴収票などでご確認ください。



徴収額の変動について

8月以降の金額は、年間保険料額から4月と6月で仮徴収した額を差し引き、残額を4回で均等に割り振った金額が入ります。したがって、昨年と年間保険料が同額でも、4月と6月の仮徴収額が多かった場合は8月以降の徴収額は下がり、仮徴収額が少なかった場合は上がります。

